

行政機関等以外の情報公開

1 国会及び裁判所の情報公開の状況

(1) 国会の情報公開

憲法 57 条 1 項で両議院の会議の公開が定められており、同条 2 項は会議の記録の公表と一般への頒布を定めている。実際、本会議、委員会については、ケーブル TV やインターネット審議中継などにより、広く一般に公開しているほか、第 1 回国会以降のすべての会議録が、インターネットを通じて国民に提供されている。

情報公開法は、国会の機関については適用対象外であるが、毎年会計検査院に提出している会計文書等国会作成文書であっても、行政機関に保有されているものについては行政文書として情報公開法の対象となる。

また、各議院においては、情報提供を行っているほか、広報課等を設置し、郵便、電話、電子メール等による国民からの問い合わせに応じる形で情報提供を行っている。県政記念館、参議院議会資料室、国立国会図書館議会官庁資料室においても、国会の各種情報を提供している。

なお、いわゆる「国会議員の資産公開法」による国会議員の資産の状況等の国民への公開も行われている。

(参考) 情報公開法に基づく行政機関から衆議院への照会事例

照会元	内 容	回 答
財務省近畿財務局 (平 13.8.16)	懇談経費証拠書類	公開可
外務省 (平 14.7.30)	在外公館から外務省に送付された便宜供与報告のうち、衆議院職員の氏名と外国出張の時期	公開可
会計検査院 (平 16.4.12)	衆議院が提出した支出証拠書類及び前渡資金証拠書類	原則として、検査院において措置する行政機関と同様の取扱い
ジェットロ (平 16.8.17)	衆議院職員の海外出張に関する文書中の個人名	公開可

(参考) 情報公開法に基づく行政機関から参議院への照会事例

照会元	内 容	回 答
外務省 (平 13.5.9)	議員及び職員の海外渡航に係る便宜供与依頼文書	・議員分は意見を述べず。 ・職員分は職員抄録に掲載されている氏名・官職以外の情報は不開示。
東京大学 (平 14.3.19)	参議院事務局職員採用試験専門員委嘱に関する文書	公開可
総務省 (平 14.7.31)	議員氏名(通称使用)に関する議運理決定文書	公開可
内閣府 (平 15.8.7)	平成 15 年度桜を見る会招待者名簿	公開可
経済産業省 (平 16.8.26)	エネルギー使用の合理化に関する法律第 11 条に基づく平成 15 年度実績に関する定期報告書	意見を述べず(注)

注) 現在、参議院においては、情報公開法に基づき行政機関から案件の照会があった場合、照会元に判断を委ねるとしており、特段の意見を述べていない。

(2) 裁判所の情報公開

憲法 82 条において、対審及び判決については傍聴の自由が認められており、また、刑事訴訟記録及び民事訴訟記録は、それぞれ刑事確定訴訟記録法及び民事訴訟法において、閲覧等の規定が設けられている。

裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書については、「最高裁判所の保有する司法行政文書の開示等に関する事務の取扱要綱」及び「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の基本的取扱いについて」(依命通達)を定め、平成 13 年 4 月 1 日より、情報公開法の趣旨を踏まえて、文書の開示を行っている。

裁判所全体に対する開示請求件数(情報提供も含む。)は、平成 13 年 4 月 1 日から 16 年 3 月 31 日まで概数で 900 件となっている。

<参考 1> 最高裁判所の保有する司法行政文書の開示等に関する事務の取扱要綱

最高裁判所の保有する司法行政文書の開示等に関する事務の基本的取扱いは、下記による。

記

この取扱要綱は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。)の趣旨を踏まえ、司法行政文書の開示についての運用の基本を定めるものである。

1(定義)

この取扱要綱において「司法行政文書」とは、最高裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書であって、最高裁判所の職員が組織的に用いるものとして、最高裁判所が保有しているものをいう。

2(開示の原則)

最高裁判所は、その保有する司法行政文書の開示を求められた場合は、何人に対しても、当該司法行政文書を開示するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 法令に別段の定めがあるとき。
- (2) 開示を求められた情報が、情報公開法第 5 条に定める不開示情報に相当するもの(裁判事務の性質上、公にすることにより、その適正な執行に支障を及ぼすおそれのある情報を含む。)であるとき。

3(部分開示)

- (1) 開示を求められた司法行政文書の一部に 2 の不開示情報が記録されている場合において、当該不開示情報を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。
- (2) 開示を求められた司法行政文書に情報公開法第 5 条第 1 号の情報に相当するもの(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に相当するものには当たらないものとみなして、(1)に定めるところによる。

4(公益上の理由により開示を行う場合)

開示を求められた司法行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示を求める者に対し、当該司法行政文書を開示することができる。

5(司法行政文書の存否に関する情報)

開示を求められた司法行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当

該司法行政文書の存否を明らかにしないで、開示しないことができる。

6 (情報開示の受付部署)

司法行政文書の開示に係る受付事務は、秘書課が行う。

7 (開示の手続等)

- (1) 司法行政文書の開示を求める者に対しては、その者の氏名及び連絡先、開示を求める司法行政文書の名称等司法行政文書を特定するに足りる事項を記載した書面の提出を求める。
- (2) 司法行政文書の開示を求める者が文書の特定のための情報の提供を求める場合は、参考となる情報を提供するように努めなければならない。

8 (開示の申出に対する対応)

- (1) 開示を求められた司法行政文書の全部を開示する場合には、開示を求める者に対し、その旨を開示の日時、場所及び方法とともに、適宜の方法で連絡する。
- (2) 開示を求められた司法行政文書の全部又は一部を開示しない場合には、開示を求める者に対し、書面でその旨を連絡する。当該書面には、開示しない理由を簡潔に付記するものとする。
- (3) (1)又は(2)の連絡は、開示の申出のあった日から原則として30日以内に行うものとする。

9 (第三者に対する意見聴取)

- (1) 開示を求められた司法行政文書に裁判所以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合において、2に定める不開示情報に該当する事由の存否に疑義があるときは、当該第三者に対し、開示についての意見を求めるものとする。
- (2) (1)により意見を求められた第三者から当該司法行政文書の開示に反対する意見が提出されたにもかかわらず、これを開示するときは、開示に先立ち、その旨を第三者に通知するものとする。

10 (開示の実施)

- (1) 司法行政文書の開示は、閲覧をさせ、又は写しの交付を求める者に自らの費用で謄写をさせることにより、これを行う。ただし、閲覧の方法による場合において、当該文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行う。
- (2) 開示を求められた司法行政文書の開示より別の司法行政文書の提示又は情報の提供をする方が開示を求める者の目的に沿うと認められる場合は、これらの文書又は情報をもって開示の対象とすることができる。
- (3) 開示の実施は、司法行政文書の全部又は一部を開示する旨の連絡があった日から原則として30日以内に行うものとする。ただし、開示の準備により事務に支障を生じるおそれがあると認めるときは、この限りでない。

11 (苦情の申出のある場合)

- (1) 開示の申出を受けた裁判所(以下「原裁判所」という。)が司法行政文書の全部又は一部を開示しないことについて、開示を求めた者から、最高裁判所に苦情の申出がされた場合には、最高裁判所は、原裁判所が開示しないことの当否について判断する。
- (2) 最高裁判所は、原裁判所が当該司法行政文書の全部又は一部を開示しないことが相当であると判断したときは、その旨を申出人に連絡する。
- (3) 最高裁判所は、原裁判所が当該司法行政文書の全部又は一部を開示しないことにつき相当でないと判断したときは、原裁判所に是正の指示を行うとともに、その旨を申出人に連絡する。この場合において、原裁判所は、申出をした者に対し、是正の指示に沿った形で司法行政文書を開示する。
- (4) (2)及び(3)の対応は、申出のあった日から原則として30日以内に行うものとする。
- (5) 苦情の申出に係る受付事務は、秘書課が行う。

付 記

この取扱要綱は、平成13年4月1日から実施する。

<参考2> 裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の基本的取扱いについて（依命通達）

最高裁総一第82号

（庶い-4）

平成13年3月29日

高等裁判所長官 殿
地方裁判所長 殿
家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総長 堀 籠 幸 男

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）の趣旨を踏まえ、司法行政文書の開示についての運用の基本を下記のとおり定めましたので、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

1 定義

この通達において「司法行政文書」とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいう。

2 開示の原則

裁判所は、その保有する司法行政文書の開示を求められた場合は、何人に対しても、当該司法行政文書を開示するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 法令に別段の定めがあるとき。
- (2) 開示を求められた情報が、情報公開法第5条に定める不開示情報に相当するもの（裁判事務の性質上、公にすることにより、その適正な執行に支障を及ぼすおそれのある情報を含む。）であるとき。

3 部分開示

- (1) 開示を求められた司法行政文書の一部に2の不開示情報が記録されている場合において、当該不開示情報を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。
- (2) 開示を求められた司法行政文書に情報公開法第5条第1号の情報に相当するもの（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に相当するものには当たらないものとみなして、(1)に定めるところによる。

4 公益上の理由により開示を行う場合

開示を求められた司法行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示を求める者に対し、当該司法行政文書を開示することができる。

5 司法行政文書の存否に関する情報

開示を求められた司法行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該司法行政文書の存否を明らかにしないで、開示しないことができる。

6 情報開示の受付部署

司法行政文書の開示に係る受付事務は、総務課が行う。

7 開示の手続等

- (1) 司法行政文書の開示を求める者に対しては、その者の氏名及び連絡先、開示を求める司法行政文書の名称等司法行政文書を特定するに足りる事項を記載した書面の提出を求める。
- (2) 司法行政文書の開示を求める者が文書の特定のための情報の提供を求める場合は、参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

8 開示の申出に対する対応

- (1) 開示を求められた司法行政文書の全部を開示する場合には、開示を求める者に対し、その旨を開示の日時、場所及び方法とともに、適宜の方法で連絡する。
- (2) 開示を求められた司法行政文書の全部又は一部を開示しない場合には、開示を求める者に対し、書面でその旨を連絡する。当該書面には、開示しない理由を簡潔に付記するものとする。
- (3) (1)又は(2)の連絡は、開示の申出のあった日から原則として30日以内に行うものとする。

9 第三者に対する意見聴取

- (1) 開示を求められた司法行政文書に裁判所以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合において、2に定める不開示情報に該当する事由の存否に疑義があるときは、当該第三者に対し、開示についての意見を求めるものとする。
- (2) (1)により意見を求められた第三者から当該司法行政文書の開示に反対する意見が提出されたにもかかわらず、これを開示するときは、開示に先立ち、その旨を第三者に通知するものとする。

10 開示の実施

- (1) 司法行政文書の開示は、閲覧をさせ、又は写しの交付を求める者に自らの費用で謄写をさせることにより、これを行う。ただし、閲覧の方法による場合において、当該文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行う。
- (2) 開示を求められた司法行政文書の開示より別の司法行政文書の提示又は情報の提供をする方が開示を求める者の目的に沿うと認められる場合は、これらの文書又は情報をもって開示の対象とすることができる。
- (3) 開示の実施は、司法行政文書の全部又は一部を開示する旨の連絡があった日から原則として30日以内に行うものとする。ただし、開示の準備により事務に支障を生じるおそれがあると認めるときは、この限りでない。

11 苦情の申出のある場合

- (1) 開示の申出を受けた裁判所（以下「原裁判所」という。）が司法行政文書の全部又は一部を開示しないことについて、開示を求めた者から、原裁判所に対し司法行政上の監督権を有する裁判所に苦情の申出がされた場合には、当該苦情の申出を受けた裁判所は、原裁判所が開示しないことの当否について判断する。
- (2) (1)の苦情の申出を受けた裁判所は、原裁判所が当該司法行政文書の全部又は一部を開示しないことが相当であると判断したときは、その旨を申出人に連絡する。
- (3) (1)の苦情の申出を受けた裁判所は、原裁判所が当該司法行政文書の全部又は一部を開示しないことにつき相当でないとして判断したときは、原裁判所に是正の指示を行うとともに、その旨を申出人に連絡する。この場合において、原裁判所は、申出をした者に対し、是正の指示に沿った形で司法行政文書を開示する。
- (4) (2)及び(3)の対応は、申出のあった日から原則として30日以内に行うものとする。
- (5) 苦情の申出に係る受付事務は、高等裁判所においては総務課が、最高裁判所においては秘書課が行う。

12 細目

この通達の実施の細目は、最高裁判所事務総局総務局長が定める。

付 記

この通達は、平成13年4月1日から実施する。

2 指定法人等における情報公開の状況

(1) 公益法人の業務及び財務等に関する情報公開の状況

指定法人と呼ばれる法人の範囲は必ずしも明確ではないが、そのほとんどが民法 34 条の規定により設立される社団法人及び財団法人である公益法人と見られる。

公益法人に関しては、「『公益法人の設立許可及び指導監督基準』及び『公益法人に対する検査等の委託等に関する基準』について」(平成 8 年 9 月 20 日閣議決定)が策定されており、これにより、業務及び財務等に関する資料(定款又は寄附行為、役員名簿、(社団法人の場合)社員名簿、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、事業計画書、収支予算書)を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般の閲覧に供することが実施されている。

情報公開の状況は、公開を求められている各項目の公開率の平均は、88.0%(前年比 0.4 ポイント増加)となっている。

(参考) 情報公開の状況

(%)

	国所管	都道府県所管	全体	前年合計	
定款又は寄附行為	99.4	89.8	92.4	91.7	
役員名簿	99.3	89.8	92.3	91.3	
14 年度 書類	事業報告書	98.0	86.8	89.8	89.7
	収支計算書	97.9	86.4	89.5	89.3
	正味財産増減 計算書	95.7	73.4	79.3	78.4
	貸借対象表	97.5	79.8	84.5	84.0
	財産目録	97.4	84.0	87.6	87.4
	社員名簿 (社団のみ)	96.2	80.9	85.3	84.8
15 年度 書類	事業計画書	97.7	86.7	89.6	89.6
	収支予算書	97.5	86.4	89.4	89.4
平均	97.7	84.4	88.0	87.6	

注 1) 「平成 15 年度公益法人に関する年次報告」より抜粋

2) 「平均」欄は、定款又は寄附行為以下各項目の公開率の単純平均を示す。

3) 各資料の公開率は、各資料を公開している法人数を各年度の法人数で除して算出。各年度の法人数は、各年 10 月 1 日以前に設立された法人数の実数。

(2) 公益法人のインターネット等を活用した情報公開

公益法人のディスクロージャーの充実による業務運営の透明化・適正化を図るとともに、「行政改革大綱」等に基づく公益法人改革の推進に資するための取組として、政府部内において、平成 13 年 8 月、「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」(公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)を申し合わせた。本申合せに基づき、各府省は所管公益法人に対し、可能な限り 13 年内を目途に業務・財務等に関する資料をインターネットで公開するよう要請したところである。

平成 15 年 10 月 1 日時点の国及び都道府県公益法人におけるホームページの開設状況は、国所管法人のホームページ開設率が 71.4%(前年比 10.2 ポイント増)、都道府県所管法人のホームページ開設率が 35.5%(前年比 9.2 ポイント増)となっている。

(3) 公益法人改革の動向と公益法人の情報公開

公益法人に対する行政の関与の在り方については、行政改革大綱（平成12年1月21日閣議決定）を受けて、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）が策定された。

同実施計画では、法人の取組として、委託等された事務・事業ごとの事業内容、検査料等の収入・支出額の内訳等の公開をインターネットで行うこととされ、また、所管府省の取組として、指定・登録基準等の公開のほか、料金の決定及び算定根拠等の公開をインターネットで行うこととされた。

また、政府は、公益法人制度について、関連制度を含め、抜本的かつ体系的な見直しを行うため、「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」（平成14年3月29日閣議決定）を策定した。これを受けて、「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」（平成15年6月27日）を閣議決定し、新たな非営利法人制度の検討を進め、平成16年末までを目途にさらに基本的枠組みを具体化した上で、平成17年度末までに法制上の措置等を講ずることを目指すとされている。この基本方針を踏まえ、改革についての具体的な検討の参考に資するため、「公益法人制度改革に関する有識者会議」が開催され、平成16年11月19日に報告書が取りまとめられた。その中で、公益性を有する活動を行う法人の情報公開について、閲覧及び謄写によるほか、インターネット等による開示が適当、開示事項は指導監督基準に規定されている業務及び財務等に関する資料に加え、公益的事業の割合、内部留保の水準等といった公益性の要件に関する事項が適当、開示情報の全国的なデータベース化を行って国民一般に公開することが適当、といったことが提案されている。これを踏まえ、平成16年12月24日には「今後の行政改革の方針」の閣議決定の中で公益法人制度の抜本的改革の基本的枠組みが具体化されたところであり、中間法人制度の統合や、税制に関する所要の検討も予定されている。

公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画（抄）

（平成14年3月29日閣議決定）

（別添）公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置

行政委託型公益法人等に対する国の関与について、行政の一層の透明性、効率性、厳格性を確保する観点から、以下の措置を講ずる。

検査等の委託・推薦等に関する事項

1 府省が講ずべき措置

（2）指定・登録基準等の明確化、公開等

委託等については、法人の指定基準の基本的な事項を法律で定め、詳細な事項は府省による裁量の余地を極力小さくすべく一層の明確化を図った上で、法令又は告示で定める。

推薦等については、法人の登録基準を府省による裁量の余地がないよう明確化した上で、法令又は告示で定める。

指定・登録基準（制度所管府省が定めたすべてのものを含む。）指定・登録された法人に係る事項（法人等の名称、指定・登録時期、法人の連絡先、指定・

登録の理由等)をインターネットで公開する。

指定・登録基準に対する問合せ(問題点の指摘を含む。)や指定・登録基準を満たしているか否かについての照会については迅速に対応するとともに、共通的事項と認められるもの等については、その概要をインターネットで公開する。

(3) 料金の決定及び算定根拠の公開

委託等に係る事務・事業の検査料等の料金は、委託等を行う府省が決定し、その算定根拠も併せインターネットで公開する。

2 法人が講ずべき措置

(2) 会計処理の明確化及び透明化

企業会計基準の考え方の活用を含め、適正かつ効率的な事業実施に係る説明責任を果たせるよう適切な会計処理を行うこと。

特に、委託等された事務・事業については、当該事務・事業ごとに事業内容、検査料等の収入額及び支出額の内容を記載した書類を作成し、インターネットで公開すること。

補助金等の交付等に関する事項

2 公益法人向け補助金等全般に対する措置

(1) 各府省は、「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」(平成13年8月28日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申合せ)について、常に最新の情報を法人所管府省のホームページに掲載するとともに、次に掲げる事項も新たに掲載する。

補助金等に係る事業概要、主な用途

補助金等の執行に当たっての交付先選定理由として、次に掲げる事項

ア 補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律(以下「補助金等適正化法」)が適用される場合

- ・ 補助金等適正化法が適用される旨
- ・ 当該法人を選定した具体的理由(提案公募型の場合は公募方法、選定基準、選定方法も併せて記載)

イ 会計法に基づく契約を行う場合

a 一般競争契約の場合

- ・ 一般競争契約である旨

b 指名競争契約の場合

- ・ 指名競争契約である旨、及び当該契約方法とした具体的理由
- ・ 指名基準、及び競争参加者選定の具体的理由

c 随意契約の場合

- ・ 随意契約である旨、及び当該契約方法とした具体的理由
- ・ 当該法人を選定した具体的理由(提案公募型の場合は公募方法、選定基準、選定方法も併せて記載)

(2) 各府省は、以下の措置を講ずる。

所管公益法人に対し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類を作成するよう指導。

公益法人が以下の措置を講ずることを補助金等の交付決定又は契約の条件とするとともに、既に交付している公益法人には速やかに措置するよう指導。

ア 補助金等に係る事務・事業ごとに事業内容、交付額及び支出額の内訳を記載した書類を作成

イ 上記書類を、 の書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、関係府省に報告。

、 で作成する書類を法人所管府省のホームページに掲載するとともに、各法人に対しインターネットで公表するよう指導。

公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて（抄）

（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）

- 1 最近の社会・経済情勢の進展を踏まえ、民間非営利活動を社会・経済システムの中で積極的に位置付けるとともに、公益法人(民法第 34 条の規定により設立された法人)について指摘される諸問題に適切に対処する観点から、公益法人制度について、関連制度(NPO、中間法人、公益信託、税制等)を含め抜本的かつ体系的な見直しを行う。

公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針（抄）

（平成 15 年 6 月 27 日閣議決定）

2 新たな非営利法人

(2) 非営利法人における公益性

公益性を有する場合の優遇措置の在り方については、特別法に基づく法人制度を含めた全体の体系の整合性に留意しながら引き続き検討する。その際、

公益性の客観的で明確な判断基準の法定化、独立した判断主体の在り方

ガバナンス、残余財産の在り方、情報開示、プライバシーの保護等を含め検討する。

今後の行政改革の方針（平成 16 年 12 月 24 日閣議決定）（抄）

1 政府及び政府関係法人のスリム化等

(4) 行政代行法人等の見直し

ア 特別の法律により設立される法人（略）

イ 国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人

（ア）法令等に基づき国の指定、認定、登録等を受けて、法令等で定められた特定の事務・事業を実施している法人（独立行政法人、特殊法人、認可法人、共済組合、上記アの法人及び「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定。以下「改革実施計画」という。）において事務・事業の改革の対象となった法人を除く。）については、法令等で定められた特定の事務・事業の内容や指定、認定、登録等の形態を精査、分類し、改革実施計画にならって、国の関与等の透明化・合理化のための基準を策定し、厳格な見直しを行う。

（イ）今後、国以外の特定の法人に法令等で定められた国の事務・事業を実施せざ

るを得ない場合には、改革実施計画を踏まえ、原則として、法律にその根拠を明示すること、指定制ではなく登録制とすること等とし、規制の新設審査の一環として厳しく審査する際の基準を策定する。